

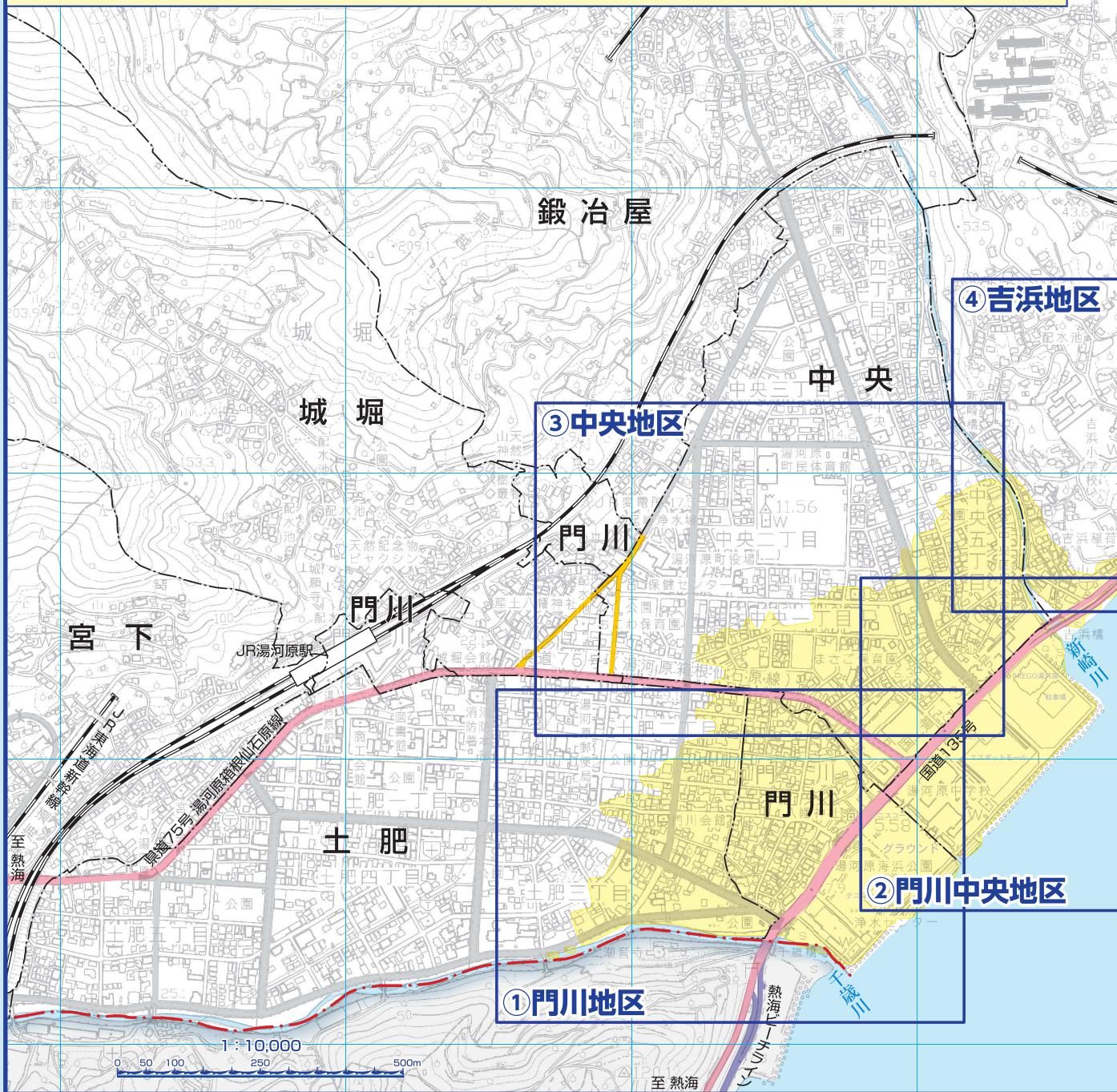
津波災害警戒区域

東日本大震災を教訓に平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、神奈川県は、発生頻度は極めて低いものの**最大クラスの津波が発生した場合**に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和元年12月に湯河原町の津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定しました。

この指定に伴い、**基準水位**（津波が建物に衝突した際にせり上がった高さを加味した水位）が公表され、避難すべき高さや場所が明確になりました。

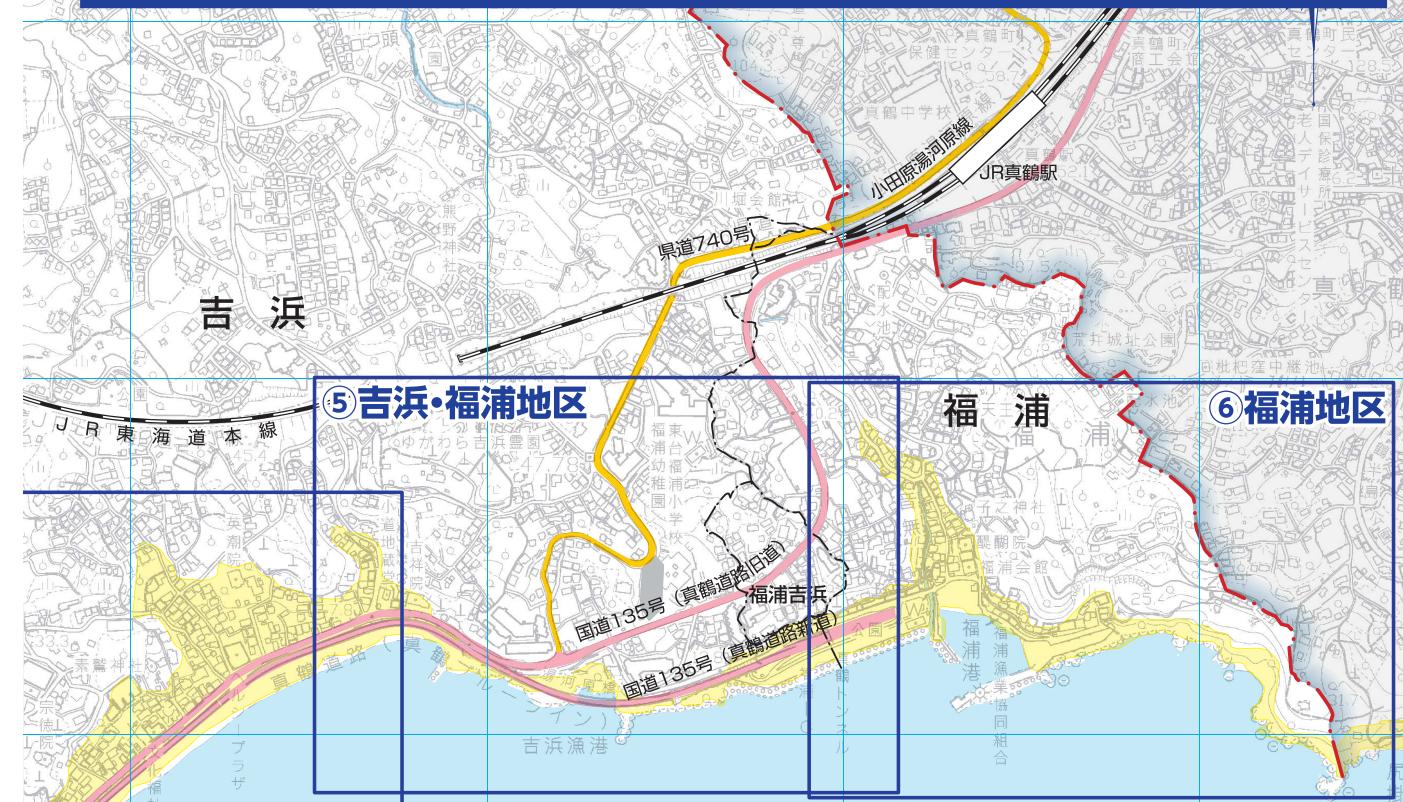
なお、この区域は、土地利用や開発行為等に規制はかかりません。



津波警報・注意報について

種類	発表される津波の高さ		一般的に想定される被害と取るべき行動
	数値での発表（予想される津波の高さ）	巨大地震の場合	
大津波警報	10m超（10m以上）	巨大	木造家屋が全壊・流失。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高い場所に避難する。
	10m（5～10m）		
	5m（3～5m）		
津波警報	3m（1～3m）	高い	標高が低いところでは浸水被害が発生。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高い場所に避難する。
津波注意報	1m（20cm～1m）	なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し、小型船舶は転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※気象庁のウェブページを参考に作成



基準水位のイメージ



※基準水位は、一辺10mの格子毎に10cm単位で示されます。
※基準水位とは、現況の建物毎に算出した値ではなく、格子毎に仮想建築物（格子の海側に壁）があると仮定して、シミュレーションを実施して算出したものです。